

## 住宅火災の注意

最近、市営住宅で火事が発生していますので、火の取り扱いには十分注意しましょう。

- ×寝たばこは、絶対やめましょう
- ×ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用しましょう。
- ×ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消しましょう。
- ×ライターなどは、子供の火遊びを防ぐために子供の手の届かないところに置きましょう。
- ×タバコのポイ捨ては、ほかの入居者への迷惑になりますし、火災の原因にもなりますのでやめましょう。
- ×コンセントを差しっぱなしにしておくと、ほこりがたまり火災を引き起こすことがありますので、定期的に清掃しましょう。
- ×階段などの共用部分に物を置かれると、火災の際に逃げられませんので、物を置かないようにしましょう。  
また、防火扉の周りに物が置かれると、火災の際に防火扉が閉まらず、延焼の原因になり非常に危険です。物を置かないようにしましょう。



## 家賃のお支払いは、口座振替が便利です

家賃の支払いを口座振替にすると、支払い忘れや銀行等にでかける手間が省けます。口座振替を希望される方は、納付書の最後のページに綴ってある口座振替依頼書(はがき)に必要な事項を記入し、通帳届出印を押印の上、ポストに投函してください。

お問い合わせは 業務課収納係へ 電話092-271-2564

## 【市営住宅センター窓口案内】

担当課・係		主な業務内容	電話番号	
福岡市住宅供給公社	募集課	募集係	入居者募集、入居相談、入居手続、住み替え、退去手続 災害等による住宅のあっせん	092-271-2561
		駐車場係	駐車場の管理・運営	092-271-3538
	業務課	業務係	家賃の一般減免(収入分位1の方)、名義変更、 連帯保証人の変更、長期不在の受付	092-271-2562
		調査係	収入調査、家賃の再認定・特別減免(収入分位2以上の方)、 同居者異動(出生・転入・転出・死亡・名前の変更等)の受付、 高額所得者認定・明渡請求、浴槽・風呂釜の希望者設置	092-271-0901
		適正管理係	適正入居指導(住宅によって担当の係が異なります)	092-271-2563
		指導係		092-271-2558
収納係	家賃の収納・納付指導(口座振替など)	092-271-2564		
保全課		市営住宅の緊急修繕等実施、計画修繕等施行	092-271-3030	
市住宅都市局	住宅管理課	企画係	市営住宅の家賃制度	092-271-2551
		管理第1係	市営住宅の財産管理	
		管理第2係	市営住宅の入居制度、市営住宅の家賃の決定	092-283-1313
		訴訟・整理係	市営住宅家賃の滞納整理・法的措置	092-271-2552
時間外緊急受付センター		営業時間外の緊急事故や設備異常の対応等 (平日:午後5時~午前9時、土日祝日:終日) *夜間ですでおかけ間違えないようにお願いします。	092-282-3833	

# 市営住宅センターだより

発行/市営住宅センター 〒812-0025 福岡市博多区店屋町4番1号 福岡市住宅供給公社内 092-271-0901(業務課) <http://www.nicity.or.jp/> 発行日/平成25年12月15日

## 「収入認定通知書」についてのお知らせ

平成26年度(平成26年4月~27年3月)の家賃を、1月下旬ごろに『収入認定通知書』で入居者の皆さまにお知らせしますのでご確認ください。

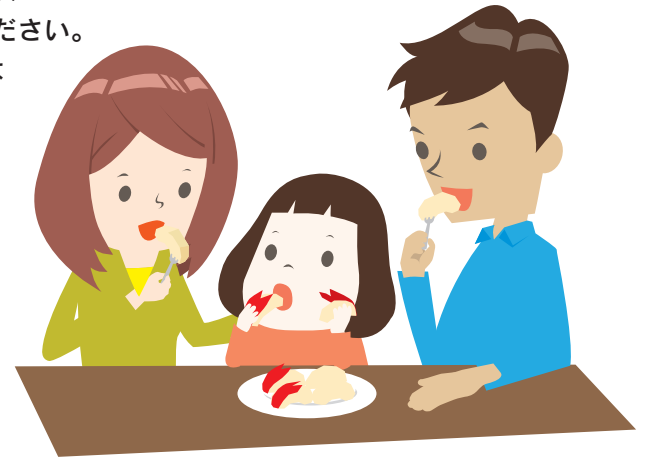
なお、収入基準を超えた世帯には『収入超過者認定通知書』または『高額所得者認定通知書』でお知らせします。

### ■内容にご意見がある方は

平成26年度の家賃は、平成24年中(1月~12月)の所得に基づき認定します。

その後、退職・転職等により世帯所得額が変更になった場合や、出生・転出等があった場合は家賃の見直しができる場合があります。

内容にご意見がある場合は、『収入認定通知書』等を受け取った日の翌日から30日以内に申し出てください。



### ■収入申告書未提出の世帯は

収入申告書を提出していない世帯は、近傍同種(最高額)の家賃を負担していただくことになります。

また、同居承認や失業・退職に伴う家賃減免等の各種制度をご利用される場合も、収入申告書の提出が前提となります。必ず、収入申告書を提出してください。

なお、家賃の滞納があるときや、名義変更などの必要な手続をされていないときは、提出されても受け付けられないことがあります。

### ■入居者に異動があったときはすぐに届出を

名義人や同居者に異動(出生・転入・転出・死亡等)があった場合は、区役所での住民票異動とは別に市営住宅センターでの手続きが必要です。

また、収入申告書にその異動内容を記載しただけでは手続きは完了していません。届出をしていない場合は、すみやかに異動の内容に応じた手続きをしてください。

また、入居者の死亡、転出、失業等により世帯の収入が減少した場合は、申請月の翌月から家賃が変更できる場合があります。

なお、名義変更及び転入・転出等の必要な手続をされていない場合は、最高額の家賃となる場合や、住宅の明け渡しを求める場合があります。

お問い合わせは 業務課調査係へ 電話092-271-0901

## 収入超過者認定制度について

市営住宅は、低額所得者のための住宅であり、入居後、一定の要件のもと、収入が公営住宅法に定める基準を超えた方は、収入超過者と認定され、住宅の明け渡しの努力義務や家賃の割増額が生じます。

公営住宅法施行令の改正に伴い、平成26年度には、右記の収入基準が適用されることとなります。中学生以下の子どもがいる世帯などは、基準が緩和されますが、これまで収入超過者として認定されなかった方も新たに認定されることがありますのでご注意ください。

本来入居の対象となる、住宅に困窮する低額所得者がより多くの機会を得られるよう、ご協力をお願いします。

お問い合わせは 住宅管理課へ 電話092-283-1313

世帯	平成26年度以降の収入基準(政令月収)
一般世帯	158,001円以上
高齢者・障がい者等の世帯	214,001円以上
中学生以下の子どもがいる世帯	259,001円以上
18歳未満の子どもが3人以上いる世帯	
ひとり親世帯	
妊婦がいる世帯	
漁村向住宅に入居している世帯	



# 高額所得者認定制度について

～高額所得者として認定された方は、転居していただく必要があります～

市営住宅は低額所得者のための住宅であり、世帯の収入について一定の基準があります。下表の収入基準に該当する世帯は高額所得者として認定され、市から期限を定めて市営住宅の明渡しを請求されます。

平成21年4月1日以前から市営住宅にお住まいの方は、これまでは公営住宅法施行令の改正に伴う緩和措置を適用してきましたが、平成26年度からは下表の収入基準が適用され、新たに高額所得者として認定されることがありますのでご注意ください。

住宅に困窮する方が多くの人居機会を得られるよう、高額所得者の方は転居していただく必要がありますので、ご協力をお願いします。

## 《高額所得者として認定される収入基準について》

年度	政令月収
平成26年度から	313,001円以上

\*市営住宅に5年以上お住まいの方で、直近2年間の収入(平成26年度の家賃の場合、平成23年、24年の収入)が表の政令月収の方が、高額所得者として認定されます。



お問い合わせは 住宅管理課へ 電話092-283-1313

高額所得者と認定されて市営住宅の明渡しを請求された方でも要件を満たせば入居ができる**特優賃(福岡市特定優良賃貸住宅)**があります。この住宅は、年間の所得が所定の範囲内にある中堅所得者等の方を対象とした家族向けの賃貸住宅です。

# 特優賃(福岡市特定優良賃貸住宅)をご存じですか

募集課営業係では、ファミリー向け賃貸住宅「特優賃」を博多区・中央区を中心に26住宅、取り扱っています。入居には、世帯の所得や家族構成等に条件があります。詳しくは下記のお問い合わせ先にお尋ねください。

## 1. 家賃(入居者負担額)の目安

7万円～10万円(住宅、広さ、世帯の収入等により異なります)

## 2. 収入の目安

年収400万～1,000万円(家族構成等により異なります)

## 3. 部屋のタイプ

2LDK 55.49㎡～75.91㎡    3DK 65.73㎡～73.83㎡  
3LDK 65.29㎡～84.55㎡

## 4. その他

- ・ファミリー向け住宅のため、単身での入居はできません。
- ・抽選ではなく、先着順の受付となります。



お問い合わせは 募集課営業係へ 電話092-271-2892

# 共益費は必ず納めましょう

共益費は、入居者の皆さまが普段利用されている廊下灯・給水ポンプ・エレベーター等の電気料金の支払い等にあてられており、入居者全員で負担していただくことになっています。共益費は管理組合(自治会等)が徴収し、自主的に運用していますが、不足すると支払えなくなり、共同生活に支障が出ますので、家賃だけでなく共益費も必ず納めましょう。

## 共益費の用途

- 階段灯・街灯・廊下灯・エレベーター・給水ポンプ等の電気料金
- 集会場等の共同施設の使用に要する費用
- 共同で使う施設、設備の修繕費用(市負担分を除く) など

## 高齢者の相談窓口

ずっと元気でいたいから相談してみよう

# いきいきセンターふくおか

(福岡市地域包括支援センター)



「いきいきセンターふくおか」は、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で、安心して暮らしていくことができるように、健康や福祉、介護などに関する相談を受けたり、その方の状態に適したアドバイスを行います。高齢者のみなさんが自立した生活を続けていくことができるよう応援します!

**皆さんの権利を守ります。**

悪質な訪問販売や振り込め詐欺などに心配...

**自立した生活を支援します。**

できるだけ人の手を借りずに、今の健康を維持して生活したい

**健康・福祉・介護などの相談**

入院中の親が近々退院予定。介護が必要な状態になったので、相談したい。

**私たち専門職が、ご相談をお受けします。**

主任  
ケアマネジャー

社会福祉士

保健師

★「いきいきセンターふくおか」開設時間は、月～金曜日(祝休日と年末年始は除く)9時から17時までです。

各センターの設置場所等については、(各区保健福祉センター)地域保健福祉課へお尋ねください。

- |                             |                             |                            |
|-----------------------------|-----------------------------|----------------------------|
| □東区 ☎645-1087 FAX 631-2295  | □南区 ☎559-5132 FAX 512-8811  | □西区 ☎895-7078 FAX 891-9894 |
| □博多区 ☎419-1099 FAX 441-0057 | □城南区 ☎833-4112 FAX 822-2133 |                            |
| □中央区 ☎718-1110 FAX 734-1690 | □早良区 ☎833-4362 FAX 846-8428 |                            |